

1 趣旨

国は、新型コロナウイルス感染症に対する取組を踏まえ、感染症法(以下「法」という。)を一部改正

次の感染症危機に備えるため、保健所設置市においても感染症予防計画の策定を義務付け(令和6年4月1日施行)

2 計画の位置付け

法第10条第1項に基づく「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」

法第10条第14項に基づき「国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び青森県の感染症予防計画に即して」、本市の感染症予防計画を策定

基本的な指針が変更された場合等、必要が生じた場合には計画の見直しを実施

3 計画の概要

本計画の取組により、行政、医療機関、民間事業者等が、感染症の特性を踏まえた必要な対策を迅速かつ効果的に行うことで、市民にとって安心・安全な医療・療養体制を構築することを目的に策定

第1 感染症発生予防・まん延防止施策

- ▶ **平時からの対策の実施**
感染症が発生してから防疫措置を講ずる事後対応だけでなく、普段から感染症の発生の予防及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応の施策を推進
- ▶ **予防接種の推進**
体制整備のほか、ワクチンに関する正しい知識の普及、接種場所等の情報提供
- ▶ **感染症発生動向調査体制の構築**
感染症に関する情報収集及び分析が適切かつ迅速に行われる体制を構築
- ▶ **食品衛生対策・環境衛生対策との連携**
部門ごとの役割分担を明確にし、相互に連携
- ▶ **積極的疫学調査の実施**
流行状況の把握、感染源及び感染経路の迅速な究明のための確に実施
- ▶ **対人措置・対物措置の実施**
就業制限等の対人措置、消毒等の対物措置によるまん延防止

第2 病原体等の検査実施体制及び検査能力の向上

- ▶ **検査体制の構築**
県等の検査施設との連携の下、病原体の検査体制等を構築

【数値目標】
検査実施能力 流行初期465件/日、流行初期以降4,166件/日
(令和2年12月の全国の検査数等を基に算出した県計画の目標数値の内数)

第3 感染症の患者等の移送体制の整備

- ▶ **体制の整備**
訓練の実施や関係機関との事前協議等による迅速かつ適切な移送体制の整備

第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- ▶ **体制の整備**
医療機関等との連携による迅速かつ適切に健康観察等を行う体制の構築
- ▶ **高齢者施設等への支援**
医療機関等との連携による感染対策の助言を行うことができる体制の確保

第5 感染症の予防に関する人材養成・資質の向上

- ▶ **市や保健所の取組**
感染症対策に関する研修会の実施等による職員の専門性の向上

【数値目標】保健所職員等の研修・訓練の実施回数 年1回以上

第6 保健所の体制整備

- ▶ **体制の整備**
感染症有事体制を検討し、当該体制を構成する職員の養成と確保

【数値目標①】流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数 128人
(令和4年1月から9月までの感染症対策課配置職員数を基に算出した1月当たりの平均人数)

【数値目標②】IHEAT(※)要員確保数 14人
(IHEAT要員のうち過去1年以内にIHEAT研修を受講した人数)
※ IHEAT・・・感染症のまん延時などに、保健所業務の支援を行う専門職として登録されている地域の保健師や医師、看護師等

第7 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- ▶ マニュアル等の整備、国等と連携した迅速かつ的確な対応、市民へのわかりやすい情報提供